

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募及び公表実施要領

森 第 1 1 7 1 号

令和 2 年 6 月 1 日

(目的)

第 1 この要領は、大阪府が森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項及び第 2 項の規定により、法第 2 条第 5 項に規定する経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募し、登録基準に適合する民間事業者を登録及び公表するにあたり、法、森林経営管理法施行令（平成 30 年政令第 320 号）、森林経営管理法施行規則（平成 30 年農林水産省令第 78 号）及び「森林経営管理法の運用について」（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 林整計第 713 号林野庁長官通知）による規定のほか、必要な事項を定めるものとする。

(民間事業者の定義)

第 2 本要領における民間事業者とは、個人又は法人を問わず、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により素材生産又は造林・保育等の林業生産活動を行っており、かつ、大阪府内に事業所又は営業所等を有する民間の事業者をいう。

(民間事業者の公募)

第 3 大阪府知事（以下、「知事」という。）は、第 2 に定める民間事業者の登録等について、公募により行うものとし、募集時期等については毎年度、別に定める。

(応募の方法)

第 4 第 3 の公募に応募する者（以下「応募申請者」という。）は、別記第 1 号様式による申請書を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を明らかにするために別表に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 基本情報（商号又は名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地等）
- (2) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する府内市町村
- (3) 雇用の状況に関する情報
- (4) 技術者の数に関する情報
- (5) 林業機械の保有状況に関する情報
- (6) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報

- (7) 生産管理又は流通合理化等に関する情報
- (8) 造林・保育の省力化及び低コスト化に関する情報
- (9) 主伐後の再造林の確保に関する情報
- (10) 生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
- (11) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (12) 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報
- (13) コンプライアンスの確保に関する情報
- (14) 常勤役員の設置に関する情報
- (15) 経理状況に関する情報

※(1)～(12)・(14)については別記第2号様式による。

※(13)については別記第2号様式及び第10号様式による。

※(15)については別記第3号様式による。

- 3 知事は、必要に応じて応募申請者に対して申請書の内容等に関する情報提供を求めることができる。

(市町村への意見の聴取および推薦)

- 第5 知事は、第4号様式により、応募申請者が経営管理実施権を受けることを希望する市町村ごとに、応募申請者に関する情報を当該市町村に提示するものとする。

- 2 市町村は、前項の情報に基づき、別紙第5号様式により意見及び推薦を提出することができるものとする。

(民間事業者の登録と公表)

- 第6 知事は、応募申請者のうち、申請書の内容が別記の登録基準に適合すると認めるときは、第5による市町村からの意見及び推薦を受けた場合はその意向も踏まえたうえで民間事業者名簿（別記第6号様式）に登録するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、別記第7号様式により民間事業者名簿に登録された民間事業者（以下「登録事業者」という。）へ通知するものとする。

- 3 知事は、民間事業者名簿を大阪府公式ホームページで随時、公表するものとする。

(登録の有効期間)

- 第7 第6の1の登録の有効期間は登録した日から起算して5年を経過した日の属する年度の3月末日とする。

- 2 登録の更新を希望する登録事業者は、登録の有効期間が満了する1月前までに、第4に準じて登録の更新申請をすることができるものとする。

(変更の届出)

第 8 登録事業者は、第 4 の 2 の(1)及び(14)の基本情報に変更があった場合は、知事に別記第 8 号様式により変更を届け出なければならない。

2 登録事業者は、第 4 の 2 の(2)から(13)に定める事項に変更があり、民間事業者名簿に既に登録されている情報を変更したい場合は、知事に別記第 8 号様式により変更を届け出ることができる。

3 知事は、登録事業者から 1 及び 2 の規定による変更の届出があった場合において、その内容が第 6 の 1 に定める登録基準に適合すると認めるときは、届出のあった事項を民間事業者名簿に登録するものとする。

4 1 及び 2 の規定による届出は、第 4 の 2 の規定を準用するものとする。

(登録の取消)

第 9 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことがある。

(1) 登録事業者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認されたとき

(2) 登録事業者からの申し出があったとき

(3) 登録の申請又は変更の届出に虚偽の記載が確認されたとき

(4) その他法令又は本要領に違反したとき

(5) 登録の有効期間中に登録事業者が登録基準に適合しなくなったことが明らかになったとき

(実施状況報告)

第 10 登録事業者は、民間事業者名簿に記載された内容について毎事業年度の取組状況を実施状況報告書（別記第 11 号様式）により、当該報告に係る事業年度の終了後 3 月を超えない日までに知事に報告するものとする。

附則

1 この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

2 この要領は、令和 3 年 7 月 16 日から施行する。